

# 会 則

## (名 称)

第1条 この会は、「こどもの成長を護る杉並ネットワーク」（略称：こどもの成長杉並ネット）といいます。

## (事務所)

第2条 この会は、事務所を東京都杉並区に置きます。

## (目 的)

第3条 この会は、次世代を担う未成年者（以下、子ども）の心身共の健全な成長と心の自立を応援し（援護）、その成長を阻害する劣悪な環境から守り（守護）、困難から救い出すお手伝いをすること（救護）を目的とします。さらに、その活動を通して、人々の幸福と平和で明るい家庭と地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## (性 格)

- 第4条 この会の活動は、会の趣旨に賛同した志あるボランティアによって支えられます。
- 2 この会は、特定の政党を支持し、特定の宗教活動をし、あるいは営利を目的とはしません。また、これらの団体の支配を受けるものではありません。
  - 3 本条2項は、他の団体が持つ優れた主張、思想や方策等を排除するものではありません。すなわち、よいものは取り入れ、参考にし、活用することを妨げません。
  - 4 本条2項は、他の団体との協力関係を排除するものではありません。すなわち、この会の趣旨に合う限り、行政とも積極的に協力し、また他の団体と連携することを妨げません。

## (活 動)

- 第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の種類の活動を行います。
- (1) こどもの心身共の成長を応援するための活動
  - (2) こどもの成育の場としての家庭環境醸成を応援するための活動
  - (3) こどもの成育の場としての社会環境醸成を応援するための活動
  - (4) 問題に直面した子どもを助け、問題解決を促進するための活動
  - (5) 調査・研究活動
  - (6) 広報、出版、啓蒙活動
- 2 この会は、前項の活動の範囲で、講演会、学習会、交流会など、必要な事業を行います。
  - 3 前項の事業により収益が出た場合には、その収益は、第5条に掲げる活動および事業に充てるものとします。

## (会 員)

- 第6条 この会の会員は、次の2種類とします。
- (1) 役 員 この会の運営に携わります
  - (2) 正会員 この会の目的に賛同して入会し、活動に参加、協力する個人及び団体
- 2 この会の主催する各種講座等の受講生で、前項に挙げる会員でない者を受講会員と呼びます。
  - 3 入会はしなくても、この会の活動に参加、協力する個人及び団体を、協力員と呼びます。

## (役 員)

- 第7条 会員の互選により、次の役員を置きます。
- (1) 代表（世話人） 1人
  - (2) 副代表（世話人） 2人
  - (3) 世話人 若干名
  - (4) 監事 1人

- 2 代表はこの会を代表し、その業務を総理します。
- 3 監事は世話人の業務執行の状況および会計の状況を監査します。ここで、もし不正の行為または会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告します。

#### **(総会)**

- 第8条 総会は、会員をもって構成します。
- 2 総会は、代表または監事が招集します。

#### **(財政)**

- 第9条 この会の財政は、会費、寄付金、事業収益、助成金および雑収入によってまかさないです。
- 2 この会の資産・会計は、総会の付託を受けて代表が管理します。代表は、その状況を総会に報告します。
  - 3 会員が納める会費の額は、総会において定めます。

#### **(拠出金品の不返還)**

第10条 いったん納入した会費その他の拠出金品は、理由のいかんを問わず返還しません。

#### **(細則)**

第11条 そのほかこの会則の施行について必要な事項は、特定非営利活動促進法および東京都生活文科学局担当課の指導内容を参考にして、世話人会で協議し、代表が定めるものとします。

#### **附則**

##### **(施行)**

- 第1条 この会則は、平成14年5月1日から施行します。
- 第2条 第6条を改正（受講会員の名称を追加）し、平成16年7月1日から施行します。

##### **(当初の会費)**

第3条 この会の会則当初の会費の額は、第9条の規定にかかわらず、年額1000円とします。

以上